

平成15年度 静岡県防災会議

議 事 録

日 時：平成15年7月22日（火）14時30分～16時

場 所：静岡コンベンション&ア-センター「グランシップ」交流ホール

出席者：会長及び委員合計56名のうち52名が出席

（開始時刻：14時30分）

知 事 挨拶

日頃皆様方には、本県の防災対策・防災力の向上に格別のお力添えをいただき、心から厚くお礼申し上げます。

今年の梅雨期は、各地で思いもかけない災害をもたらしております。

本県でも、去る7月の3・4日、集中豪雨がありました。約30年前の七夕豪雨での記録的な雨量を上回るような時間雨量を記録し、床上・床下浸水などの被害がありましたが、人的被害がなかったのは不幸中の幸いです。

つい先日来の九州地域の豪雨では、熊本県を中心として、大きな人的物的被害が発生しています。

今後、本県においても、昨今の異常な気象状況によって、今回のような大災害が発生しないとも限りません。今後とも、防災力の向上、あるいは異常気象時における事前の十分な災害情報などの徹底をはかることによって、被害を軽減するように努力していかなければいけないということが痛感されます。

また一方で、東海地震対策ですが、一昨年の5月に発表しました3次被害想定では、それまでの第2次被害想定と比べると、人的物的被害が大幅に拡大するという結果となりました。

これを受け、県では「減災」という観点から、従来の防災対策・地震対策を見直し、いろいろな対応を図ってきており、その中でもポイントは、住宅の倒壊による被害、特に人命の損傷をいかに防止するか、これが非常に重要、という観点で、「プロジェクト TOUKAI 0」に取り組んでいるところです。

この問題の重要性についての認識が、我々が期待するような勢いで一般化していないのは誠に残念ですけれども、昨年度の後半あたりから、市町村における対応もようやく整い、徐々にプロジェクト TOUKAI 0の具体化もみられ、さらに

一層拍車をかけていかなければならないと思っていますところでは。

そういうさなか、去る 5 月 29 日には国の中央防災会議において「東海地震対策大綱」が定められました。

この大綱は、東海地震の震源域の見直しと、それに基づく被害想定を受けて策定されたもので、今後この大綱に基づいて、近々に「東海地震応急対策活動要領」が定められる予定です。

また報道によりますと、来年度から 3 ヶ年計画で、東海地震対策強化地域を対象に、学校・病院を中心に耐震診断を行って、必要な耐震補強対策を推進するという方針も打ち出されておるようでございます。

そのように、国においても急ピッチで東海地震対策の改善・充実がはかられようとしているところです。

また、災害によって住宅を失った方への復旧段階での公的な援助措置につきまして、従来から、全国知事会を通じ国に制度化を要請しておりましたが、先週の全国知事会においても、内閣府あるいは防災の国会議員連盟と連携をとりながら、今後具体的な制度化に向け、詰めの作業するという意思の統一をはかったところでございます。

今後、来年度に向けて、予算・法案の面で、いよいよ待望久しい住宅再建支援の制度化がされる可能性が高まってきたところです。

最終的にどのような案にまとまるかは、これからの詰めによるわけですが、これまでの関係方面とのいろいろな接触の過程では、理想的な形態とはいえないかもしれませんが、何らかの公的支援制度を実施するという点について、政府・国会・知事会の共通認識に到達しましたので、まずはとにかく制度化によって実際にこれを動かしてみ、難点・問題点があれば改善に向けていくと、とにかく制度化が大事、という観点から、今後詰めの作業にあたりたいと思っていますところでは。

そういうような情勢を背景にしながら、本日は内閣府から防災担当参事官の上総さんにお越しいただきまして、大綱の概要を中心に、昨今の国の防災対策の概要をお聞きすることになっております。

いずれにしても、安心・安全が確保されての「富国有徳」、というふうに住んでおり、今後の地域づくりを進めるにあたり、防災対策は大変重要な意義をもつわけでは。今後とも皆様方のご理解と、またお力添えを心からお願いいたします。

本日は色々話題も豊富です。最後までよろしく申し上げます。

議事録署名人の指名

静岡県防災会議運営要領第7条の規定により、以下の2名を議事録署名人に指名する。

静岡県消防長会	会長	本多義章	委員
日本放送協会静岡放送局	局長	浦崎 宏	委員

議 事

協議事項

1 「静岡県地域防災計画の修正」(資料1)

<杉山栄一 防災局長>

- (1) 地域防災計画は、災害対策基本法により、毎年検討を加え、必要があるときは修正することと規定されている。社会環境の変化に応じ実態に即した計画とするため、今回、所要の改正を行う。

【資料1-2】の新旧対照表により、主な修正部分について説明する。

(2) 主な修正点

【一般対策編】

【3ページ下段】 「土砂災害防止法(平成13年4月施行)」の規定に基づく修正

土石流、地すべり、がけ崩れ等、土砂災害への予防対策を推進するため、

- ・土砂災害警戒区域を指定すること
- ・市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集や伝達、警戒避難体制に関する事項などを定めること

等の記述を追加

【4ページ中段】 ボランティア活動計画に関する記述を追加

災害時におけるボランティア活動を効果的に進めるには、ボランティアの受入等に要する初動経費をあらかじめ確保しておく必要があることから、

- ・公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」を創設(平成14年度)し、災害発生時にボランティア本部や支援センターからの申請に基づき基金を取り崩し、災害ボランティア活動の経費に充てることとしたこと。【9ページ下段参照】

なお、ボランティア活動経費の確保と助成については、地震対策編にも同様

の記述を盛り込んでいる。

【8ページ～9ページ上段】 県警察災害警備計画についての修正

災害時における県警察の警備計画が見直されたことに伴う警備体制等についての修正

【9ページ中段】 水防計画についての修正

太田川水系太田川・原野谷川の「洪水予報指定河川」の指定（本年3月31日）に伴う修正

【地震対策編】

【13ページ下段】 防災情報研究所の廃止に伴う記述の修正

- ・財団法人静岡総合研究機構 防災情報研究所が廃止（平成14年度）されたため、関係する部分の記述を削除
- ・これと関連し、静岡県地震防災センターによる啓発についての記述を追加

【14ページ上段～中段】 災害弱者支援ガイドライン（本年3月作成）に基づく自主防災組織における平常時の活動について所要の修正

【14ページ下段～15ページ】 地域防災指導員制度（平成14年発足）に関する修正

自主防災組織の活性化を図るため、

- ・地域防災指導員を選任し、地域での防災力向上のための活動を行う旨の記述を盛り込む。

【15ページ下段～16ページ】 建築物の耐震対策について記述を追加

住宅の耐震化を推進するため、

- ・プロジェクト「TOUKAI-0」による木造住宅の耐震診断や耐震補強の促進、耐震補強の助成制度の活用など記述を追加

【21ページ～22ページ】 医療救護活動についての修正

静岡県医療救護計画の改定（本年3月）に伴い、災害時において医療救護拠点となる救護所、救護病院、災害拠点病院の活動についての記述を修正

【23ページの中段】 遺体の捜索及び処理についての修正

大規模な災害が発生した場合、遺体の捜索、収容、処理などが必要となることから、全面的に記述を改訂。

【その他、一般対策編及び地震対策編に共通する修正】

- ・ 本年4月に日本郵政公社が発足したことに伴う修正
- ・ 各防災関係機関の防災業務の見直しに伴う修正
- ・ 組織の再編や名称変更に伴う修正
- ・ 地方分権一括法の施行に伴う関係法令の改正等に基づく修正等

【原子力対策編】

【27ページ】 国が作成している「原子力施設等の防災対策について」と用語の統一を図るため、「緊急時被ばく医療」の語句を「緊急被ばく医療」に修正

なお、本年5月に中央防災会議において公表された「東海地震対策大綱」に伴う県の地域防災計画の改定については、今後、国の地震防災基本計画の改定等を踏まえ、検討していくこととする。

(3) 質疑応答：なし

(4) 採決：異議なし

原案のとおり内閣総理大臣に協議する。

報告事項

1 「市町村地域防災計画の修正協議」(資料2)

＜杉山栄一 防災局長＞

(1) 市町村地域防災計画の修正は、災害対策基本法の規定により、あらかじめ県知事に協議し、知事は静岡県防災会議の意見を聞かなければならない、と定められている。

昨年の防災会議(6月18日)から本日までの間に会長が専決処分したものについて報告する。

【一般対策編】

修善寺町など35市町村の修正協議について専決処分した。

主な修正は、「静岡県地域防災計画」の改正に合わせたもの

- ・ 災害応急対策計画のうち水防に関する予報・警報についての修正
- ・ 国の組織再編による指定地方行政機関の名称変更に伴う修正
- ・ 全国共通の用語に統一するための修正

等

【地震対策編】

修善寺町など 37 市町村の修正協議について専決処分した。

主な内容は、

- ・ 重傷患者の広域搬送に伴う修正
- ・ 警戒宣言時における金融機関の「ATM稼働」による営業継続を行う一部該当市町村の修正
- ・ 静岡県防災教育基本方針（平成 14 年 3 月）の策定を受けた、公立及び私立学校に対する地震防災教育の指導についての修正

等

【原子力対策編】

小笠町の修正協議について専決処分した。

主な修正内容は、

- ・ 「原子力災害対策特別措置法（平成 12 年に施行）」に基づき、オフサイトセンターへの職員の派遣

(2) 質疑応答：なし

(3) 承認：異議なし

2 「各委員の報告」

(1) 医療救護体制の確立と災害弱者支援の推進（資料 3）

＜川口正俊 県健康福祉部長＞

医療救護体制の確立について

「静岡県医療救護計画」改訂の趣旨：

- ・ 第 3 次被害想定において、重傷患者の大幅な増加が見込まれること
- ・ 震源地の西方向への移動により県内医療機関の被災範囲が広がり、医療救護機能の低下が考えられること
- ・ これらのことから、重傷患者をすべて県内の医療機関で救護するという従来の考え方を改め、被災していない県外の災害拠点病院へ広域搬送することを中心に「静岡県医療救護計画」を改訂した。

改訂のポイント：

- ・ 民間ヘリ等を活用した重傷患者の広域搬送体制を確保した。
- ・ 全国ネットで整備されている広域災害救急医療情報システムを使い、リアルタイムで迅速に病院情報を収集するとともに、災害拠点病院、救護病院、市

町村、医師会、県等との間の情報の共有化をはかった。

- ・災害拠点病院からの患者搬送の要請に対し迅速に対応できるよう、県本部で直接情報を収集することとした。
- ・医療救護対象者の区分を現在のトリアージの区分にあわせ、負傷者の迅速な治療、収容を行いやすくするよう改めた。
- ・広域搬送体制の手順
重傷患者 災害拠点病院や救護病院等へ搬送 医師によるトリアージ 民間ヘリや他県の消防ヘリで広域搬送拠点へ搬送 自衛隊の固定翼機や大型ヘリで県外の飛行場へ搬送 全国の災害拠点病院へ救急車で搬送 治療

災害弱者支援の推進について

ガイドライン作成の趣旨：

- ・阪神淡路大震災での、高齢者や障害者などのいわゆる災害弱者の安否確認や、被災後の生活支援のあり方が十分でなかった、との指摘。
- ・本県では、地震対策 300 日アクションプログラムに基づき、災害弱者を支援するため、いくつかの対策を実施してきた。
- ・被害想定の見直しを機に、災害弱者への支援策を再確認し一層の充実を図るために、本ガイドラインを取りまとめた。

具体的内容：

- ・災害弱者の支援について、地域、社会福祉施設、病院、子供、難病患者、人工透析患者への支援や、メンタルヘルス、ボランティアについて、それぞれ別に章を設けてとりまとめた。
- ・災害弱者を支援する中心は地域組織であることから、特に地域社会とのかかわりが密接な市町村の職員を対象として作成した。
- ・今後、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、各市町村において具体的な災害弱者支援マニュアルを策定し、適切な支援の実施を図っていただきたい。

地域において災害弱者の支援を推進するために、次の取組が求められる。

- ・災害弱者を把握するため、自主防災組織による要介護者台帳の整備
- ・災害弱者の方が地域の防災訓練に参加できるようにしていくこと
- ・高齢者、障害のある人、乳幼児のための 2 次的な避難場所として福祉避難所を設置

これらについて、防災局と連携し市町村や自主防災組織の取組を促すこととしている。

(2) 河川・洪水情報の県民への提供（資料 4）

＜ 櫻井克信 県土木部長 ＞

趣旨：

土木部では、県民に防災情報を発信するシステムとして「サイポスレーダー」を本年 3 月 31 日から運用している。

土木部ではこれまで、防災関係機関同士の情報ネットワークとして「静岡県土木総合防災情報システム」(愛称「サイボス」)を運用してきたが、その情報をインターネットや携帯電話でのiモード等の環境、電話FAX、ケーブルテレビのお天気チャンネル等でオープンにし、広く県民に提供できるようにしたもの。

主な内容：

雨量情報・水位情報などは、県全体・地域ブロックごと・土木事務所管内ごと・ポイントを選んで見る、ということが出来る。また雨量・水位を一覧表で見たり、民間気象会社のポイント天気予報、気象庁のレーダーアメダスや台風・地震情報など各種情報も提供している。

具体的例：

7月3日・4日の梅雨前線豪雨(静岡地方気象台で4日午前零時から1時まで、時間雨量112mmを記録した)の時の降雨状況画面。こういう地域で雨量40mm以上降った、ということがわかる。ここで「静岡土木事務所」を選択すると、こういう画面になる。1時間雨量、15分雨量の両方を見ることが出来る。また、全県下の情報が毎正時の15分後には見られるようになっている。

水位の状況図では、それぞれの観測ポイントで、赤色が警戒水位以上、黄色が通報水位以上をあらわし、矢印上向きが水位上昇中、下向きが水位下降中、横向きだと横ばいであることを表わしている。これも観測所をクリックすると、水位観測所ごとの状況が見られる。横軸に時間をとった白いグラフが、赤い線で表わした警戒水位を突破していることがわかり、水位の変化が見てとれる。

以上はインターネット環境での説明であるが、携帯電話のiモード等でも見ることが出来る。ただし、扱える情報の量に限界があるので、文字情報が中心になる。

利用状況：

今年の3月31日～7月6日まで、パソコンから55,000件、携帯電話から32,000件のアクセス。5月末の台風4号の時や、7月3・4日の大雨の時には深夜にもかかわらず非常にアクセスが増えた。県内雨量、県内水位、ポイント天気予報、レーダーアメダスへのアクセスが多く、また、地震情報への関心が高いようで5月26日の宮城県地震でもアクセスが多かった。

その他：

土木部では、土砂災害などで避難警報を出すための市町村を支援するシステムとして「土砂災害雨量情報システム」というものを別途に持っている。これは市町村関係者の方のみに提供しており、オープンにはしていない。

サイボスレーダーのパフレットの最後のページに、インターネットや携帯電話のアドレスが記載されているので、ご登録を。またそれぞれの職場、いろ

いろな方々にこういう情報システムがあるということを御紹介いただいて、広く御活用いただきたい。

(3) プロジェクト TOUKAI 0の進捗と今後の対応(資料5)

＜田邊義博 県都市住宅部長＞

平成7年の阪神・淡路大震災では、旧耐震基準適応の木造住宅に、多くの被害が発生した。死者の8割以上が、家屋の倒壊等による圧死、との検証がなされている。

本県では、平成13年度に策定した「アクションプログラム2001」の重要施策に「木造住宅の耐震化」を位置付けており、一人でも多くの県民の命を「東海地震」から守る「プロジェクト TOUKAI - 0」を立ち上げた。

プロジェクトでは、昭和56年5月以前の、耐震補強が必要な木造住宅に住む方を、耐震診断をきっかけとして耐震補強工事に導くための助成制度を整備した。

具体的には、

- ・ 専門家による無料の耐震診断
 - ・ 補強工事に対する補助
 - ・ 建て替えに対する利子補給
 - ・ 実践部隊としての「住宅直し隊」の養成
- など。

これまで、耐震補強の専門相談員を4,000人、住宅直し隊員を2,500人、養成・登録した。

また、低廉で簡便な耐震補強の工法を全国からコンペ方式で募集し、優秀作品等を「事例集」にまとめ、これらを利活用してプロジェクトを進めている。

【TVCM：診断編】 このCMは、昨年度、県民に耐震診断の実施を呼びかけるため、県が作成し放映したもの。放映とともに多くの問い合わせがあり、また、先日発表となった県広告協会の第7回県CMグランプリの最優秀賞に選ばれるなど、県民が高い関心を持っていることが伺える。

専門家による無料の耐震診断は、この2ヵ年で、20,915棟を実施した。

13年度に診断をした方へのアンケートによると、73%が、耐震補強工事に対し「どちらともいえない」、つまり迷っている、ということがわかった。

これは、手続きの煩瑣、工法の不明、経費の多寡などが原因と考えられる。

そこで、平成14年度に、県民が耐震補強に踏み切るための“起爆剤”として、耐震補強工事に対する助成制度を、県レベルでは全国で初めて創設した。

この制度は、「旧耐震基準で倒壊の危険性が高い」木造住宅について、「一応

安全」なレベルに補強した場合、市町村を通じ、1棟30万円を補助するもの。

14年度には254棟、今年度は4月からの3ヶ月で175棟の住宅が、補助を活用している。

【TVCM：補強編】今年度のCM。耐震診断の結果、耐震補強が必要だが迷っているという方に直接訴えるもの。実際に補強をした夫婦の協力を得て、生の声を県民に伝えようとした。

【事例】建物の外壁を補強したものと、内部の補強の様子を示したもの。コンクールの入賞作品など、新たな工法による耐震補強も実施されている。特に、左側の「耐震ポール工法」は、コンクールの最優秀賞を受賞したもので、建物の振動解析をして補強した事例。

これらの耐震補強のための設計や工事を安心して頼める業者として、建築士・大工・工務店を対象に「住宅直し隊」を養成・登録し、事業促進の担い手として活躍していただいている。

プロジェクト「TOUKAI-0」は、これまで県と市町村が連携し、行政が中心となって進めてきたが、より一層の促進に向けて、民間にも新たな動きが出始めた。耐震診断補強相談士や住宅直し隊員が属する団体を中心に、この8月6日には、「静岡県木造住宅耐震化推進協議会」の立ち上げが予定されており、直接県民に働きかける新たな推進母体として、その動向には県としても大いに期待している。

これからも、行政・民間が協働してプロジェクト「TOUKAI-0」を一層推進し、「東海地震」からひとりでも多くの県民の命を守るため、努めていく。

(4) 駿河湾地区地震災害対策実施細目の見直しについて

＜樋口由幸 清水海上保安部長＞

地震が発生した場合、海上保安庁としては、巡視船艇や航空機による被害状況の調査、並びに救助活動、緊急輸送活動等といった災害応急対策がメインとなる。

清水海上保安部においては、その上部機関である第三管区海上保安本部（横浜）の地震災害対策実施要領に基づき、駿河湾地区に地震災害対策本部を設置し、津波による被災者の救助、救援物資の輸送、海上流出油の防除、航路の啓開、海上における治安活動等を行うこととしているが、現在、三管本部では、東海地震対策大綱に基づき要領の見直し作業を進めているため、清水海保でもこれらの具体的な活動の指針となる「駿河湾地区の地震災害対策の実施細目」

を現在、見直している。

津波による人的な被害（死者）は、第3次被害想定結果によると、耐震水門あるいは防潮堤の整備等により、予知なしの場合でも第2次被害想定時の510人から、227人へ減少すると想定されている。ただ、駿河湾の奥部においては最大10.4mの津波が来襲し、予知なしの場合、（重傷・中等傷を含む）被災者数は約1,100人以上に上ると予想されている。

さらに、海水浴客等がある場合では、ピーク時には数千人から一万数千人の漂流者が発生する可能性もあると指摘されている。

津波による被害を最小限に食い止めるには、予知情報の確実な伝達は当然のこととして、いかに迅速・的確な救助活動を実施するか、ということにかかっていると考える。

見直し前の対応によると、清水海保では駿河湾地区に大型の巡視船を約21隻配備する予定であったが、これらの派遣の隻数、あるいは比較的狭い水域で稼働することから、巡視船艇の船型の見直し等を進めており、一刻を争う漂流者の救助、搬送等に関する体制等を確立していこうとしている。

また、洋上で収容した被災者の受入先の設定を、あらかじめマニュアル化しておく必要があると考えている。今後とも、県あるいは市町村、特に沿岸部の市町村と緊密な連携をとり、あらかじめ収容者をどこに運んだら最も良いか、といったことも含めて、検討してまいりたい。

なお、9月1日の県の防災訓練は内陸部で行われるので、清水海上保安部においては、海上における防災訓練を9月3日に清水港で行う。

特に、例えば清水海上保安部のある庁舎が倒壊する、あるいはライフライン等の途絶により本部としての機能が維持できない、といったことを想定し、巡視船に対策本部の機能を移設することも想定した実働訓練を行うこととしている。

（5） 災害支援ナースの養成と防災計画書の刷新（資料6）

< 榛葉由枝 県看護協会長 >

静岡県看護協会は県内に在住もしくは勤務する保健師、助産師、看護師の看護職員15,000人をもって組織する社団法人で、日頃より公益法人として県民の保健、医療福祉の増進に寄与することを目的のひとつとしている。

かねてより、予想される災害や突発的な大事故に備え、組織の中に防災対策本部を設置しており、静岡県が警戒宣言を発令した時点で、災害対策本部に移行することになっている。

平時の活動としては、防災計画書を作成し、災害に対する意識の啓発や研修に取り組んでいる。今回その全体を見直し、関係機関とのネットワークを明確にするとともに、災害支援ナースの養成計画を確認して、実施しているところ。

災害支援ナースの養成は、災害初期の対応、中長期の対応など、講義と演習で二日間にわたり研修を行ない、その結果を具体化する意味で、地域の防災訓練に参加することを義務付けている。その全コースを修了した者を災害支援ナースとして認定し登録する。平成 15 年度に第 1 回の認定を行うことになっている。約 100 名が現在、受講を計画的に進めている。

災害発生時には、登録済みの災害支援ナースをボランティアとして必要なところに人材派遣することとしている。また、災害の状況により県内で対応が困難な場合には、近隣各県の看護協会への協力要請、もしくは日本看護協会への協力を要請することが可能になっている。

(6) 静岡県プロパンガス協会の地震防災対策(資料7)

<資料提供のみ>

(7) 質疑応答：なし

(8) その他

【防災シンポジウム『巨大地震、津波災害にどう備えるか』の紹介】

<国土交通省中部地方整備局長(代理 藤原環境審査官)>

東海地方は、東海地震や東南海地震による津波被害が心配される。今回、中部地方整備局で「巨大地震、津波災害にどう備えるか」というテーマでシンポジウムを企画した。静岡県にも御後援をいただいている。

内容は、津波が御専門である東北大学名誉教授首藤先生の基調講演とパネルディスカッションを用意した。日時は8月6日14時から、場所は名古屋国際会議場。

名古屋ということで少し不便かと思いますが、どうか御参加ください。

(議事終了15時28分：引き続き内閣府上総参事官講演)

平成15年度静岡県防災会議の議事録は、以上のとおり相違ないことを確認する。

平成15年 月 日

(議事録署名人)

委員 (静岡県消防長会 会長)

印

委員 (日本放送協会静岡放送局 局長)

印